



米国における管理会計発展の源流：
その三、「金箔時代」におけるアメリカ資本主義の爛
熟について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 本田, 利夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002240

米国における管理会計発展の源流

——その三、「金箔時代」におけるアメリカ資本主義の爛熟について——

本 田 利 夫

一 は し が き

われわれは一九二〇年代初期の米国における管理会計展開の背景を考察するため、前々稿（本誌第三〇号）においては南北戦争までのアメリカ資本主義生成の基盤とその構造的特質を展望し、前稿（本誌第三三号）においては南北戦争以後、「再建時代」^{リコンストラクション・エラ}における産業資本の制覇と確立をみたアメリカ資本主義の発展過程を概観した。

前稿でふれたように、「再建時代」とは南北戦争以後一二年間をいうのであるが、ここにいわゆる「金箔時代」^{ギルデッド・エッジ}とは「再建時代」の後半から一九世紀末までをいう。⁽¹⁾

「金箔時代」とは一八七三年に公刊されたトウエンとウォーナー合作の小説の題名「金箔時代、今日の物語」(Mark Twain & Charles Dudley Warner, The Gilded Age, A Tale of Today) から史家が使うようになった用語であり、この小説は当時の西部開発や鉄道など、私企業に補助をうけるために行なわれた議会^{ロビイング}工作と腐敗した政界の裏面を巧な筆致をもって描き上げた諷刺と批判を内容とする作品である。

「金箔時代」においては、産業資本の成熟を経て、独占資本の形成をみるに至るが、紙幅の関係上このようなアメリカ

カ資本主義の爛熟過程を本稿と続稿において考察することとする。

(1) チェンバーレンは南北戦争後、一八七三年までを「戦争の余波」時代 (J. Chamberlain, A Business History of the United States, 1961, pp. 119-139) とよび、一八七三年から一九世紀末までを「金箔時代」(ditto, pp. 140-162) とする。

二 自由放任とその退潮

南北戦争以降の半世紀は、自由放任の経済思潮の最高揚とそれに対する反撥の時代であった。アメリカの産業革命は、戦争によって著しく促進されたが、産業の急速な発展途上における最も支配的な風潮は、無制限な自由と競争の是認であった。一七七六年のスマスの「国富論」や一八四八年のミルの「経済学原理」によって、古典的表現を与えられた自由放任の理論は、一八五九年のダーウインの「種の起源」から抽出された「適者生存」の観念によってさらに強化された。自由放任が富の大きな不平等を齎らし、多くのものが破滅し或は辛苦と苦境の生活をおくるように運命が定められたにしても、自然の決定通りに決定されたのであり、人が成功しなかったにしても、その人自身の罪だということにあった。このような自由放任主義は、南北戦争直後の数年間にアメリカ人の大多数によって決定的なものとして受け入れられていたし、その経済理論の上にさらに、黒人の保護を目的とする憲法修正第一四条によって法的根拠が付加され、裁判所に対する株式会社コーポレーションの圧力の増大は、「実業」ビジネスに対する州立立法部の干渉を制約するのに大いに役立つた憲法解釈論を産み出すに至った。また一般民衆にとって、私的資本を規制することは不必要であるだけでなく、拙劣な経済的措置だと考えられた。万人の利用のため充分存すると考えられていた広大な天然資源の開発には、資本はなんら妨げられることなく、むしろ援助されるべきであるというにあった。この理論を一八六〇年以降四〇年間に亘って連邦政府の施政を通じて、企業は実際に適用して来たのであった。この視点は、行動の最大の自由を求めたフロンティアの人たちの開拓者の個人主義によって一層強化された。その結果として、競争と自由放任こそは、当時の

經濟的秩序であつた。

この時期には、数百万エーカーに及ぶ土地が鐵道に交付され、なんら行動の制約をうけることなく、特許状が付与された時代であつた。貴重な鉾油、木材および鉾山が連邦土地法 (Federal Land Acts) の下に占有され、買収され、或は詐欺によつて取得された。実に万人の利用のために豊富に存したが、勝利を収めたものは最も強力なもの、最も無法なものであつた。同じことは市場の争奪戦にもいえる。一九世紀初期に、外国から自由に製品を輸入していた国内市場は、国内生産者から一八六〇年までに製品の八九%を、一九〇〇年までに九七%を購入するようになっていた。⁽¹⁾ これらの天然資源や市場争奪戦において、立法部は収賄で汚され、一般民衆は剝奪され、⁽²⁾ 種々の不法な手段が用いられ、時には武力さえも使われた。一九一〇年に、有名なイギリスのジャーナリストがアメリカを、「盜賊貴族の群が横行し、中央政府や地方の用心深い諸団体の警備も不適切を極めている巨富の國」に譬えたのは、⁽³⁾ 名言である。

スミスは一八世紀後半において、封建的および重商主義的諸制度や規制の入念な仕組は、新しい・よりよい制度の出現を抑圧しつつあると強く感じた。彼は既に古い秩序に挑戦しつつあつた新興市民階級に注目したのであつた。彼はなんらかの現に動きつつある經濟様式を叙述したのでなく、彼が經濟の基本的、自然的法則と考えるものを取りあげたのであつた。アメリカはスミスが「國富論」を書いた後に發展した。彼の哲学はアメリカ以外の世界の何処にもしつくりしないやり方でアメリカに吸収されたのであつた。アメリカ人は既成の秩序から逃げ出した人々であつた。かれらは、新天地に冒険、⁽⁴⁾ 夢、⁽⁵⁾ 危険を求めた。かれらは信仰深かつたが、既成宗教の戒律に盲従するという意味で信心深いものではなかつた。かれらは聖書について、かれら自身の解釈から、かれらが理解した意味において、神の作った自然の法則が存するという感情から抽出されたかれら自身の宗教をもつていた。スミスはかれらにかれらの求める冒険、⁽⁶⁾ 夢、⁽⁷⁾ 危険の一切を備えた經濟体制、しかもある意味においての「宗教的」な經濟体制を与えたのであつた。⁽⁸⁾

アダム・スミスによつて提唱された個人の利益は、社会の利益に合致するという有名な薔薇色の予言は、社会の福

社に及ぼす自由放任の有益な結果について、産業革命の黎明期になされたものであるが、アメリカでは南北戦争後の数一〇年間に、次第にこの命題の正当性の裏づけは失なわれるに至った。⁽⁵⁾

自由放任は一九世紀後半に亘って、アメリカの経済政策を支配したが、その一つの著しい例外は、一八六一年以降設定され、一九三四年まで維持された高率保護関税制度である。この自由放任からの背離は、「大実業」^{ビッグ・ビジネス}と独占の発展を助成した。スタンダード石油トラストや米國煙草トラストのような独占体は、関税に負うところ殆どなかったが、「関税はトラストの母である」といわれたように、砂糖トラストその他は関税に負うところ大なるものが多く、関税は独占利潤を齎らした。保護関税の支持者が自由放任の最も熱心な提唱者であったことからも知りうるように、産業資本の確立と成熟とともに、自由放任も次第に「大実業」にとつての自由放任と化しつつあったのである。⁽⁶⁾

アメリカはもはや無限の機会の存する土地ではなくなったし、自由放任は国富や資源の大部分を握り占めた少数のグループだけを裨益するにすぎなくなったという感情が拡大しつつあった。その不満はテオドール・ルーズヴェルトが政府による規制を強化せんとして、活発な運動を指導した今世紀初頭の一〇年間に絶頂に達した。その現われは、既に一八八七年の州際通商法 (Interstate Commerce Act) や一八九〇年のシャーマン反トラスト法 (Sherman Anti-trust Act) にみられる。

さらに自由放任主義の退潮は、連邦政府以上に Wisconsin 州のように州立法において一層顕著なものがみられた。⁽⁷⁾

他方、資本主義の爛熟と競争の激化は、企業家をして企業合同、独占によって、いわゆる「自由企業」を排除せしめた。自由競争制度の破壊に最初に手をつけたのは、政府でなく企業家であった。その後民衆の圧力によって、今世紀になってウィルソンのいわゆる「新しい自由」^{ニュー・フリーダム}を、政府の規制によって回復しようと努力された。自由放任は競争を回復し或は独占を規制するため、政府の介入をみる前に、企業自体によって破壊されたのであった。⁽⁸⁾ 自由放任に基

く競争が必然的にその対立物たる独占に転化するに至ったのは、資本主義経済の鉄則が貫徹されたにすぎない。

- (1) H. U. Faulkner, *American Economic History*, 1960, 8th Ed. p. 421.
- (2) M. N. Orfield, *Federal Land Grants to the States with Special Reference to Minnesota*, *Bulletin of the University of Minnesota* (1915). この文献は富裕な一州の公有の土地、森林および鉱物資源がいかに民有に移ったか、を示す。
- (3) W. Archer, "The American Cheap Magazine," *Fortnightly Review*, LXXXVII, 930, 1910.
- (4) J. R. Bunting, *The Hidden Face of Free Enterprise*, 1964, pp. 19-21.
- (5) H. U. Faulkner, *ibid.*, p. 421.
- (6) H. U. Faulkner, *Economic History of the United States*, 1958, 14th Ed., p. 223.
- (7) H. U. Faulkner, *American Economic History*, 1960, 8th Ed. p. 576.
- (8) *ditto.*, p. 577.

三 恐 慌

南北戦争の終結は、軍需に依存していた産業に打撃を与えたが、比較的不況は短期間で一八六六年には最低点をすぎ、鉱工業は発展をつづけたが、一八七三年の恐慌は短期間には回復しなかった。

一八七三年の恐慌は南北戦争とそれに伴うインフレーションの克服が引き延ばされていたため生じたものとする見解があるが、戦争によって生じ、しかもその顕現化までに約一〇年間も潜在していた要因を見出すことは困難である。南北戦争はむしろそれ以前から進められていた鉄道ブームを中断し、熱狂的な鉄道建設の金融と既に過大に行なわれていた建設から、起ることが予期される反動を遷延する働きをしたのである。戦後の順調な経済状態が一〇年間も続いたのは、主として鉄道への投資に基き、しかも当時の鉄道金融はいまだ国内資本だけでは不充分であって、多額の外国資本によって賄われた。従って一般的な好況を齎したが、それとともに好況自体の崩壊の種が蒔かれていた。鉄道ブームに伴う国民所得の増加は、輸入、特に奢侈品の輸入の増大を齎らし、金による資本の流出を招来し

た。戦争当時「内乱の金融家」といわれたジェイ・クックがノーザン・パシフィック鉄道の金融を引受け破綻を来したとき、多くの銀行、金融業者も破産し、ニュー・ヨーク証券取引所は一〇日間閉鎖された。⁽¹⁾一八七三年春の欧州の金融および証券取引所恐慌によって、その投資家が所有していたアメリカ証券を売却したことがクック商会に打撃を与えた。世界的物価との関連において、国内物価の低落と不況に伴なう国民所得の減退は、輸入の減少を来した。同時に物価の低落は輸出の増大をみるに至ったが、不況は四年間続いた。一八七八年末に景気回復は顕著となり、翌年回復をみたが、七九年と八〇年における欧州の農作物の収獲の不良とアメリカの小麦および玉蜀黍の記録的収獲とが偶然に符合したのであった。農作物の輸出の増大によって金の流入を齎らし、グリーン・バック紙幣の正貨兌換の実施を容易にし、延いては鉄道建設と一般諸工業に刺戟を与え、好況期を迎えるに至った。⁽²⁾

この時代の恐慌に対する連邦政府の態度は今日とは著しい対照をなす。この比較的長期に亘る不況に対しても、ならん救済措置はとられなかった。一八七七年の激しい鉄道ストライキは、数年に亘る不況による賃銀切下げに対する労働者の本能的な叛乱ともいうべきものであったが、連邦軍隊によつて鎮圧され、その原因についてはなんら議会の調査も行なわれなかった。⁽³⁾

一八八四年の恐慌は熱狂的な鉄道金融がその根源であつて、金本位制維持の不安とともに金融市場の逼迫化を齎らしたが、八五年の下半期には回復に向い、八七年には不況は克服されていた。鉄道の建設は再開され、西部の未開拓地が益々少くなるに伴い、土地の投機が盛んになった。鉄道の建設に伴い鉄鋼業その他一般工業にも、農業にも有利な影響を与えた。⁽⁴⁾

一八八六年のシカゴのマッコミック農機具工場の一ライキで起つたヘイマーケット暴動事件で爆弾が投下され、その罪を無政府主義者達に負わせた。問題にされたのは、常に「誰が燐寸をすつたか」であつて、「なぜそんなに沢山な、ばらの火薬が辺りに散らばっていたか」ではなかった。⁽⁵⁾

八〇年代の鉄道建設は、過度な投機によって進められた。破産に瀕しているような会社は、株式による配当を宣言し、配当を資本金から支払った。一八九三年の初めに鉄道会社や索条会社の破産は、欧州の金融情勢によって懸念されていた不健全な状態に注目を集めた。いまや投機的な鉄道建設の反動は、不可避的な情勢にあった。一八九三年の恐慌は金本位制維持の不安もあったが、関税政策の改正を予言した九二年の大統領選挙の結果によって早められた。クリーブランド大統領は関税引下げを約束した民主党の政綱に立って選ばれたのであった。金本位制維持論者からみると、連邦の国庫は心元ない状態にあった。一八九〇年制定のシャーマン銀買上法によって行なわれた銀の買上量が、過大であったため、グレシャムの法則によって金は流通から駆逐され、またイギリスの金融恐慌のため、金の流出高は六千八百万弗に達した。欧州における農作物の不作と九一年のアメリカの小麦の大豊作との暗合によって、一時貿易上有利な均衡を示したが、九三年事態は逆転し、金の流出高は八千七百万弗に達した。国庫の窮状は八〇年代の国庫の剰余金のハリソン政権による濫費と高率のマッキンレー関税に基因する。九三年までに国庫の赤字は焦眉の急を告げるに至っていた。

一八八二年の法律は、政府紙幣兌換のために国庫に準備された金貨又は金塊が一億弗以下になったときは、財務長官に兌換券発行を停止すべき権限を与えたが、これは暗に金準備の存在を認め、その最低安全点を設けたものである。以後の財務長官は、金準備をこの点以下に下げたことを認めなかったし、一八九〇年のシャーマン銀買上法による事態の悪化の後でさえ、金本位制維持には充分であった。金準備がなくなることは、正貨兌換を停止するか、九〇年の法律によって紙幣の兌換に金の代りに銀をもってすることを意味し、いずれも金本位制を停止し、通貨価値を低落せしめることになるから、インフレーション論者はこれを観迎したが、固定資本の保有者や経済界一般には不安を与えた。

一八九三年クリーブランドが大統領に就任したときは、金準備は既に一億九八万弗になっており、同年四月ついに

一億弗を割り、七月には一時回復したが、十一月には五千九百万弗まで下った。六〇〇余の銀行は相ついで破産し、三万哩の路線をもつ七四の鉄道会社も整理に入った。翌年末までに三万九千哩の路線をもつ一九四の鉄道会社が破産した。その他一般事業会社の破産件数は一万五千を上廻り、その負債総額は三億四千六百万弗に達した。鉄、石炭の生産は低下し、一般の不況に加えて、九四年には玉蜀黍の不作や欧州側の小麦需要の減少がみられた。九三年および九四年の冬は、失業とストライキの重苦しい空気に包まれた。⁽⁶⁾九四年にはプルマン車輛会社に対し、鉄道従業員の労働組合が支援してプルマンの車輛のボイコットを行なったストライキや失業者「軍」を率いた「將軍」・人民党員のヤコブ・コクシーが中西部からワシントンへ連邦の救済措置の請願に赴き、ホワイト・ハウスの芝生を歩いた廉によって逮捕された・いわゆる「コクシーの軍隊」の行進など⁽⁸⁾があらわれた時期であった。

クリーブランドは金本位の強固な支持者であったから国庫の窮乏と恐慌自体は「銀の買上と銀貨鑄造に関する議会の立法に主として帰せられるべきである」という堅い信念の下に、九三年八月に議会の臨時召集を行い、シャーマン銀買上法の撤廃を求めた。下院は直に可決したが、上院は一〇月まで保留した。金本位制の停止が恐慌を惹起するという懸念が間違っていないならば、シャーマン銀買上法の撤廃はその時機遅きに失した。九四年の一月には金を保有するため、五分利付一〇カ年公債を五千万弗売出し、一月にはさらに公債五千万弗を売出した。その入手した金も間もなく国庫から姿を消した。ある日、金を国庫に貸付けた人が翌日紙幣を呈示して兌換を求めるのを阻止することはできなかつたからである。このような国庫への借入はなんら役に立たなかつたから、九五年二月には国庫には僅か四千百万弗の金準備を保有するにすぎず、しかも一日百万弗づつの減少をみる状態であった。クリーブランドは四分利付公債によって三百五〇万オンスの金の借入をモルガンと銀行団に交渉したが、金の半分は外国から調達すべきであり、銀行は契約履行まで金の引出を防ぐため、あらゆる努力を払うことに合意が成立した。一年後、第四次借入は公募によつた。このときまでに企業の整理は一段落をつけていたので、応募額は募集額を数倍も超過したし、同年度

中に国庫の金準備は増加しつづけた。

南北戦争以来、インフレーション論者の通貨増大の努力は続けられて来たが、一八九六年にはその運動は絶頂に達した。六〇年代以来、下落をつづけていた農産物価格は九〇年代初期には最低点に達した。小麦相場は九四年には四九仙、玉蜀黍は九六年には二一仙になった。カンサス州やネブラスカ州では、売却よりも燃料にした方が経費が安い位であった。この状態に対し、人民党は組織的な抗議を行ない、九六年には西部と南部の民主党の農民たちと合同した。クリーブランドの硬貨主義の立場に憤慨して、民主党は党首にブライヤンを指名し、人民党とともにアメリカ史上最大の、最も重要な政治運動に乗出した。九六年の運動の主要問題は、金に対し一六対一の比率で銀貨の自由かつ無制限な鑄造であったが、この要求の背後には、三〇年間に亘る農民の不安と通貨や信用制度に対し、またかれらを苦めている鉄道やその他の独占に対し、積み重なった抗議とが存在していたが、結局この運動は失敗に帰し、今世紀初頭には連邦政府を保守的な東部資本の支配下に委ねることになった。⁽⁹⁾

- (1) H. U. Faulkner, *American Economic History*, 1960, p. 516.
H. F. Williamson, ed., *The Growth of the American Economy*, 1953, p. 649.
- (2) H. F. Williamson, *ibid.*, p. 651.
- (3) D. L. Kemmerer & C. C. Jones, *American Economic History*, 1955, p. 354.
- (4) H. F. Williamson, *ibid.*, p. 651-2.
- (5) D. L. Kemmerer & C. C. Jones, *ibid.*, p. 354.
- (6) H. U. Faulkner, *ibid.*, p. 519-20.
- (7) P. d'A. Jones, *America's Wealth*, 1963, p. 239.
- (8) P. d'A. Jones, *ibid.*, p. 348.
- (9) H. U. Faulkner, *ibid.*, pp. 521-2.

四 株式会社形態の採用

株式会社は独占の観念と結びついた危険な、非民主的な形態だと一般にみなされ、注意深く監視さるべきだと考えられていた。経営規模の拡大と競争の激化につれ、個人企業や組合パートナーシップによる旧式の企業形態は不適当になり、新しい要求に順応するため、南北戦争後株式会社会社形態が採用されるようになった。それ以前は危険分散化のため、主として銀行、道路、鉄道、その他公益事業の設立に用いられたが、一般株式会社会法が広く諸州で制定されるに至ったのは、七〇年代以降である。⁽²⁾

一七九〇年代には連邦政府および州政府で株式会社の設立特許状を与えたのは三三五社であって、その三分の二は道路、橋梁、水路、保険および銀行であった。僅か八社が製造工業の会社であった。従って初期の株式会社の大部分は公益事業か、金融機関であって、政府は他の業種に会社を認可することを躊躇した。製造工業の株式会社の設立は一八一五年以降のことである。メリーランド州は会社の設立特許状交付では他州に先じていたが、それでも一八一五年以前には製造工業の会社の設立特許状の交付は五社を数えるにすぎなかった。一八〇〇年から一八二三年の間に、八つの州で五五七社の製造工業の会社の設立をみた。これらの大部分は、一八一四年以降マサチューセッツ州とニュー・ヨーク州の二つの州において設立されたものであった。州議会は株式会社に法人として債権の請求権を認め、債務の弁済の義務を課したが、用心して一般に株式会社の存続期間を限定した。メリーランド州は、一時は四〇年間という制限を設けていた。連邦議会は第一および第二合衆国銀行の双方の設立特許状を二〇年間に限定した。州議会は大部分、当初は株式会社に有限责任の特典を認めることに躊躇した。この問題を全然とりあげなかった州もあれば、問題に明確な解決を与えようとせず、曖昧のままに残し、裁判所の決定に委した州もあれば、妥協的解決を図った州もあった。妥協的措置として、株主の倍額責任(double liability)、三倍額責任(triple liability)或は比例責任(proportional

liability)の方式がとられた。倍額責任とは株主が株式の額面額に、当該株式の取得価額を加算した額を限度とする責任を負い、三倍額責任とは株式の額面額の倍額に、当該株式の取得価額を加算した額が責任の限度であり、比例責任とは株主の持分の一株が資本金の百分の一を構成する株主は、一株に対し債務の百分の一の責任を負うのである。しかも、これらのいずれの方式でも、有産者にとっては無限責任の組合パートナーシップに出資した場合よりも保護されることになる。組合が破産した場合、債権者としては債務総額を出資者のうちの一人の有産者に請求して債権の回収を行ない易いからである。

諸州は次第に一八二〇年代と三〇年代の間に、有限責任の問題に対する態度も明らかにした。メリーランド州は会社は利益額を超過して、配当を宣言しないという条件に基いて、一八三九年に明確に有限責任を認めた。マサチューセッツ州は一八三〇年まで無限責任を残したし、ニュー・ハンプシャー州は一八四二年に至るまで無限責任を固執した。次の二つの事実は、有限責任を認めたために、諸州に影響を及ぼしたように思われる。一つは、この特典を認めなかった諸州は、それを認める州で特許状の交付を申請していることが判ったことであり、他は州自体が会社に投資したこともあり、州議会は州がその投資額以上に責任を負わされることは望ましくないとの見解をとったことである。しかし、若干の州では銀行や保険会社に対し、特に倍額責任を存続した。州議会はこれらの会社は多数の民衆の貯蓄を扱い、社会に流通する多量の貨幣を提供するのであるから、株主は会社の適切な態度に対し、一層重い責任を負うべきであると考えた。多くの州法では、結局会社の方針を指揮し、その秘密を知る重役は会社の管理直しきを得なかつたならば一層大なる責任を負い、重い罰則を課せられた。

株式会社の初期の時代には、州議会は会社に設立特許状を交付するため、特別法を可決しなければならなかつた。立法者たちは、当該会社はいかなる特典を享受すべきか、またいかなる種類の業務を行なうべきかを決定した。これは敗徳的な立法者たちに、金銭が耳ざわりのよい音をたてるまで、会社の発起人の希望に耳を傾けず、遷延する機会

を与えた。またこれらの私的法案の数が増えて来たから、立法者たちは議会の日程を攪き乱した。一つの特許状が提案される毎に、株式会社に關する委員会は、それ以前の特許状交付の際に採用された雛型にならう傾向があった。ニューヨーク州は一八一一年に手續全般を貫く幾分か一般的な法律を可決した最初の州であった。それは一〇万弗を超えない資本金をもつ製造工業の株式会社に州の係官に若干の基本的情報を提出して特許状を得られるようにした。ニュー・ジャージー州は一八一六年に同様な法律を公布した。一八三七年にはコネクチカット州は「なんらかの合法的な營業に対し」、株式会社の設立を許可する一般法を公布した。一八五三年にはメリーランド州が同様な措置をとった。しかし、大抵の州は南北戦争以後に至るまで、一般株式会社法をもっていなかった。北部と西部の諸州が最も進歩的で、南部諸州は最も遅れていた。

株式会社の機構は、資本の動員に重要になった。一七九一年と一八一六年の第一合衆國銀行と第二合衆國銀行の株式の申込者は数百人に上った。⁽³⁾

一世紀前の大会社とは、ローウエルの株式会社であった。一八四五年のローウエルのメリマック会社は二五〇万弗の資本金と三九〇人の株主をもっていた。⁽⁴⁾

投資家が株式会社の有限責任の特典によって保護されなかったならば、これらの個人の貯蓄は大規模な生産的企業に充当されなかっただろう。さらに三九〇人もの出資者によって組合パートナーシップを成功裡に營業することは不可能である。株式会社の機構は、取締役会的手中に権限を集中し、取締役会は業務指揮の責任を支配人とそのスタッフに委任した。これはその企業に迅速に意思決定に達し、実行できる小規模企業の利点と同時に、一層大なる資本をもち、高度の専門化を行なった大規模企業の利点を与えた。⁽⁵⁾

州のうちには、株式会社の設立に便乗して、醜惡なことをやったものもあった。一八八〇年代まで、公然と株式会社の設立特許状の売却を営んでいた州が若干あった。ウエスト・ヴァージニア州の州部長はある紐育の新聞に、彼は

目下五番街ホテルに滞在中であり、州の証印を携行していると公告した。それはルーズに作成された設立特許状を入手したい株式会社の創立発起人は、書記が便宜を計りうる代価を州部長と面談の上で、という公開の勧誘状であった。真面目な州がそれについてとりうる策が全くなかったということは不幸なことであった。株式会社の設立特許状にしても、結婚、離婚、出生およびその他法的事項にしても、他州が認可したものは、いかなるものも各州は承認した。そうしなかったならば、際限のない混乱を招いたであろう。この取扱い方は、「州際儀礼」(interstate comity) とよばれた。「州際儀礼」のうちにもみられる欠陥は、最もだらしない基準をもって行動する州が、国民に基準を設定することになるということであった。ニュー・ヨークやオハイオのような数州は、一八八〇年代の後期に、自州の株式会社法を厳格なものにし、トラストを締め出そうと努めていたし、或る程度進めていた。従ってこれらの改革的な州を避けるため、ウェスト・バアジニアとか、ニュー・ジャージーのような安易に入手できる州から、株式会社の設立特許状を入手しようとした。紐育の弁護士、ジェームス・ビー・デールはニュー・ジャージーで会社を設立しようとする企業のために、その手続一切を扱うため、ニュー・ジャージー株式会社トラスト会社 (Corporation Trust Company of New Jersey) という民間会社を設立した。知事、州部長およびその他の州の首脳部の連中がこの会社の株主の中に入っていた。その事務所はニュー・ヨークから、ハドソン河を渡った間近のジャージー市に設置されていた。建物の正面の長い額によると、一九〇五年には約一、五〇〇社の株式会社の本社がその中に置かれていた。それらの社名のうちには、名の知られた会社もあった。実際にはこれらの会社全部は、その本社が社名だけにすぎない一つの事務所に入っていた。この会社の主要な仕事は、そのお得意先の諸会社のために、ニュー・ジャージー州議会を通じて、かれらの必要とする法案の通過を助けることにあった。ニュー・ジャージー州の行なった一つの認可は、どんな被害を一州が与えるか、明らかである。これまで殆ど例外なしに、いかなる州も一会社に他の会社の株式を所有せしめなかつた。一八八九年以降、ニュー・ジャージー州はこれを許可し、従ってその後多年の間トラストの得意の仕組となった持

株会社の存立を可能ならしめた。

ニュー・ジャージー州がなしうることは、他の州もなしうることは当然のことであった。やがて、若干の州がニュー・ジャージー州と同等に会社を喜ばせようとして、デラウェア州はそれ以上のことをやった。すべての株式会社は締りのない語句を並べた設立特許状を有難がった。

南北戦争以前は連邦政府、州政府およびその他の地方政府が私企業には規模が大きすぎるか、危険が多すぎるような事業を引受けていたが、今世紀の転換期に、巨大会社は財務的には政府に比敵する実力を蓄えるに至った。たとえば、一九〇二年には連邦政府の予算は二億七千二百万弗であり、ニュー・ヨーク市の歳出額は二億四千四百万弗に上り、ユ・エス・製鋼会社の年間純収益は一億二千二百万弗に達した。⁽⁶⁾

- (1) H. U. Faulkner, *ibid.*, pp. 423-4.
- (2) G. H. Evans, *Business Incorporation in the United States, 1800-1943*, 1948, pp. 10-11.
- (3) D. L. Kemmerer & C. C. Jones, *ibid.*, pp. 176-8.
- (4) M. Keir, *Manufacturing, 1928*, p. 300.
- (5) D. L. Kemmerer & C. C. Jones, *ibid.*, p. 179.
- (6) D. L. Kemmerer & C. C. Jones, *ibid.*, pp. 335-6.

五 結 言

アメリカ資本主義は「再建時代」において、産業資本の飛躍的發展を可能ならしめる諸条件が形成され、急速に成熟段階に達し、さらにその後半から「金箔時代」に入るが、これ以前にも数次の恐慌はあったが、その激しさにおいて比較にならない数回の恐慌を経験し、また激化する競争に対処するため、企業の株式会社形態が一般化し、資本の集中集積によって独占を強化し、いまや種々の弊害が露呈化されるに至ったが、本稿においてはかかる「金箔時代」

の側面を考察した。さらに続稿において本稿において論及しなかった「金箔時代」の側面をとり上げることにした。
い。